

土壌汚染問題への取り組みについて

環境事業部 西川 浩一

1 はじめに

みなさんは「土壌汚染」という言葉にどのような印象を持っていますか？「健康被害が心配」「土地の値段が下がる」「資産価値が下がり銀行から融資が受けられない」など、色々な不安が頭をよぎるのではないのでしょうか。

日本において最初の土壌汚染問題は、明治時代の足尾銅山鉱毒問題と言われていました。農用地については昭和45年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定されました。ところが市街地に関しては、水質汚濁防止法（昭和45年制定）や大気汚染防止法（昭和43年制定）と比較して法整備が遅れ、土壌汚染対策法が制定されたのが平成14年でした。そして平成21年に改正され、本年4月から改正法が施行されています。土壌汚染問題は他の環境問題と比較してまだまだ新しい環境問題と言えるでしょう。

2 土壌汚染の特徴

よく工場経営者から「有害物質を取扱っていたのは10年以上前だから、もう大丈夫」という言葉を聞く事がありますが、発見される土壌汚染の原因が30年以上昔のケースも珍しくありません。水質や大気と比較して有害物質が残留しやすい事が土壌汚染の特徴のひとつと言えます。水質や大気に関する法律が「防止」法であるのに対して、土壌は「対策」法であるのも、そのためと言われています。

また「工場の床はコンクリートだから大丈夫」という言葉を聞く事もありますが、特にトリクロロエチレン等の有機溶剤はコンクリートも浸透してしまいますので注意が必要です。工場経営者が全く予想していなかった土壌汚染問題に遭遇したケースも珍しくありません。

最近では現在の土地所有者と過去の所有者（汚染原因者）との間や借地における地主と土地使用者（汚染原因者）との間で訴訟に発展するケースもあります。

土壌は水質や大気と同様に我々の身近な存在であるにも係らず新しい環境問題

であり、今後の取り組みが益々注目されると考えられます。

3 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法では以下に示す3つの機会に調査・報告義務を設け、汚染があった場合には「区域指定」を公示し、健康被害が生じないように適切な措置をさせる法律です。

3.1 調査の契機

(1) 特定有害物質を取扱っていた特定施設の廃止時（法第3条）

廃止する特定施設で取扱っていた特定有害物質だけでなく、過去に取扱っていた物質も含まれます。更に過去の土地所有者等による取扱いも含みますので、工場跡地などを購入している場合は注意が必要です。

(2) 3000㎡以上の土地形質変更時（法第4条）

マンション建設や造成工事等の土地形質変更時の届出が義務化され、掘削する部分が土壌汚染の可能性がある土地である場合は都道府県知事等から調査命令が発令されます。操業中の工場における設備や建物の増改築も対象となりますので注意が必要です。また上記の法第3条と同様に、過去の土地所有者等による特定有害物質の取扱いも含みます。

(3) 健康被害のおそれがある時（法第5条）

飲用地下水などから地下水汚染が発見された場合は、汚染原因と推定される者に対して都道府県知事等から調査命令が発令されます。

3.2 区域指定および措置

調査によって汚染が発見された場合には、以下のどちらかに区域指定され公示されます。

(1) 要措置区域

地下水が飲用利用されている等、健康被害のおそれがある場合は、汚染土壌の

封じ込め等の人体への暴露を遮断する措置が必要となります。

(2) 形質変更時要届出区域

地下水が利用されていない等、汚染土壌をそのままにしていても健康被害のおそれがない場合は、特に措置は必要ありません。ただし汚染土壌を掘削し移動する場合には適切な対応が必要です。

3.3 区域指定の申請

これまで実施されてきた土壌汚染調査及び対策の多くは、法的な規制を契機としたものではなく、土地売買や環境管理のために「自主的」に実施されたものです。これらも都道府県等へ報告し、区域指定の申請をすることが出来るようになりました。株主への説明等、企業運営の透明化のために申請を検討する企業も増えてきています。

4 おわりに

当社は土壌汚染対策法が制定されるよりも前から土壌環境事業に取り組んでおり、分析のみならず調査設計から対策までの一貫したサービスによって、お客様の土地活用や環境管理のお手伝いをさせていただいております。

土壌汚染問題は時として企業の経営問題に発展することもあります。しかし必要以上に警戒することはありません。健康被害を防止するなどの措置を行うことによって、適切に管理してゆくことが必要です。

参考資料

環境省公表資料 「改正土壌汚染対策法の概要」
<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/ref02.pdf>



西川 浩一
(にしかわ こういち)
環境事業部